

福井市上下水道局電子入札運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、福井市電子入札システム（福井県電子入札システム共同運用によるもの（以下「電子入札システム」という。））を用いて入札及び入札に関する事務を行う場合の事務の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）その他の関係法令及び福井市上下水道局会計規程（令和2年福井市公営企業規程第29号）第93条において準用する福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この基準は、福井市上下水道局においてあらかじめ電子入札で行うものとして指定する入札案件に適用する。

(用語の定義)

第2条 この基準において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム

福井市上下水道局において発注する調達業務を執行するための、福井県電子入札システム共同運用による情報システム（電子計算機を利用して行う業務処理の体系をいう。）

(2) 電子入札

電子入札システムを使用して、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式及びその他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の送受信により執行する入札

(3) 入札情報サービスシステム

インターネットによる入札・契約に関する情報公開の機能、設計図書等を閲覧するシステム

(4) 紙入札

電子入札によらない紙媒体により執行する入札

(5) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証事務を行う者が発行する電子入札用ICカード

(6) 旧ICカード

福井市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている内容に変更が生じた場合において、変更が生じる前に取得され、変更が生じる前の情報が登録されているICカード

(7) 新ICカード

資格者名簿に登録されている内容に変更が生じた場合において、変更が生じた後に民間認証局に手続きが行われたことにより取得され、変更が反映された情報が登録されているICカード

(8) 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

(9) 入札担当者

福井市上下水道局において入札事務に携わる者

(10) 入札執行者

福井市上下水道局建設工事等に関する事務取扱要領、福井市上下水道局一般業務の委託にかかる事務取扱要領、福井市上下水道局物品の購入等にかかる事務取扱要領又は物品の借入れにかかる事務取扱要領の規定により、競争入札の開札を行う者

(11) 入札参加者

資格者名簿に登録された者のうち、福井市上下水道局において発注する競争入札に参加しようとする者

(利用者登録)

第3条 入札参加者のうち、電子入札に参加しようとする者は、電子入札システムに利用者登録をしなければならない。

- 2 利用者登録の内容は、企業情報、代表窓口情報、ICカード利用部署情報等とする。
- 3 電子入札システムに利用者登録をした者は、登録した内容に変更が生じた場合には、直ちに登録内容の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 入札担当者及び入札参加者が電子入札に使用するICカードは、破損、紛失、盗難等のないよう、常に善良な状態において管理するものとする。

- 2 入札参加者が電子入札に使用するICカードは、次に該当するものでなければならない。
 - (1) 各入札参加者の資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録された代表者（以下「代表者」という。）の名義で取得し、そのICカード情報を電子入札システムに利用者登録したもの
なお、ここでいう代表者とは、福井市の入札参加資格審査申請において委任状を提出している場合は、その受任者のことをいう。
 - (2) 入札参加者が、経常的に構成される共同企業体（以下「経常共同企業体」という。）の場合は、代表構成員が単体で電子入札に使用するICカードとは別に、代表構成員の代表者の名義で取得し、そのICカード情報を電子入札システムに利用者登録したもの
 - (3) 入札参加者が、特定の入札案件について構成される共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の場合は、代表構成員の入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を電子入札システムに利用者登録したもの
- 3 入札参加者がICカードを次の各号に掲げるように不正に使用した場合には、当該入札参加者の行った入札を無効とする。
 - (1) 他人名義のICカードを使用した場合
 - (2) 次条に定める承認願又は関係書類に虚偽を記載して旧ICカード使用の承認を得た場合
 - (3) 旧ICカード使用の承認を得る前に、旧ICカードを使用して入札を行った場合
 - (4) 旧ICカード使用の承認を得た案件について、新ICカードを使用して電子入札に関わる手続きを行った場合（ただし、次条に定める旧ICカードの使用廃止届を提出した場合を除く。）

(5) その他 I Cカードの使用に関して不適切な扱いがあったと認められる場合

(旧 I Cカードの使用)

第5条 入札参加者が、旧 I Cカードを使用して、電子入札システムにおいて電子入札に関わる手続きを行おうとする場合（入札に関わる手続きの期間中に、資格者名簿に登録されている内容に変更が生じ、手続きの途中から旧 I Cカードを使用しなければならなくなった場合を含む。）は、あらかじめ入札担当者の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、旧 I Cカードを使用して電子入札に関わる手続きを行うことについて承認を得ようとする者は、旧 I Cカードを使用する前かつ、旧 I Cカードを使用しようとする手続きの締切1時間前までに、旧 I Cカード使用承認願（以下「承認願」という。）に関係書類を添えて、入札担当者に提出しなければならない。

3 入札担当者は、前項の規定により承認願が提出され、入札参加者にやむを得ない理由があり、かつ、入札手続に支障がないと認められる場合には、旧 I Cカードを使用して電子入札に関わる手続きを行うことを承認するものとする。この場合において、入札担当者は、旧 I Cカード使用承認通知書により入札参加者に通知を行うものとする。

4 前項の承認を行うやむを得ない理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 入札参加資格者の代表者名や商号名称等の変更が生じた場合において、当該変更事由が生じた日から30日以内に、民間認証局に変更内容を反映した新しい I Cカードの取得手続きを行っていることを確認でき、締切日時までに入札参加資格確認申請書又は入札書を送信できないと認められる場合

(2) 入札執行者がやむを得ないと認める場合

5 第3項の承認を行った場合は、入札担当者は、その他の規定にかかわらず、当該入札参加者が当該承認を得た後に旧 I Cカードを使用して行った電子入札に関わる手続きを、有効なものとみなす。

6 第3項の承認を得た者は、あらかじめ公告等において示した条件等にかかわらず、旧 I Cカードを使用して、電子入札に関わる手続きを行うものとする。

7 第3項の承認を得た者は、当該承認を得た案件に限り、旧 I Cカードを使用して電子入札に関わる手続きを行うことができる。また、当該承認を得た案件について、新 I Cカードを使用して電子入札に関わる手続きを行うことはできないものとする。

8 第3項の承認を得た者が、当該承認を得た案件について旧 I Cカードの使用を取り止め、新 I Cカードを使用して電子入札に関わる手続きを行おうとする場合は、あらかじめ旧 I Cカード使用廃止届（以下「廃止届」という。）を提出しなければならない。

9 前項の場合において、複数の案件について第3項の承認を得ている者は、当該承認を得ている全ての案件について廃止届を提出するものとし、旧 I Cカードと新 I Cカードを同時に使用することはできないものとする。

10 廃止届を提出した者は、以後はこの基準の規定にかかわらず、速やかに電子入札システムにおいて I Cカードの更新を行い、必要な手続きを行うものとする。

(案件登録)

第6条 入札担当者は、電子入札により行うこととした案件（以下「電子入札案件」という。）の入札について、案件登録を行う。電子入札案件については、入札公告及び指名通知書に電子入札案件であること等を付記する。

2 前項の案件登録は、概要登録、詳細登録及び日付登録により行う。

3 入札書受付期間は、原則として、開札日の前々日の午前8時30分から午後5時まで及び前日の8時30分から午後4時まで（福井市の休日を定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条に定める市の休日を除く。）の2日間とする。

（一般競争入札における案件登録の修正等）

第7条 一般競争入札における案件登録後、その内容について重大な錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要があるときには、案件登録の修正等を次のとおり行うものとする。

（1）入札公告前

重大な錯誤が認められた案件（以下「錯誤案件」という。）の削除を行った上で、改めて案件登録を行う。

（2）入札書受付開始前及び入札書受付開始後で入札書送信者がいないとき

錯誤案件の中止を行った上で、入札参加者に、当該入札を行わないこととしたことと改めて案件登録を行う旨を電話等の確実な方法で連絡する。

（3）入札書受付開始後で入札書送信者がいるとき

錯誤案件の中止を行った上で、入札参加者に、当該入札を行わないこととしたこと、送信された入札書は無効とし、開札しないこと及び改めて案件登録を行う旨を電話等の確実な方法で連絡する。

（4）入札書受付締切後

錯誤案件の中止を行った上で、入札参加者に、当該入札を行わないこととしたこと、送信された入札書は無効とし、開札しないこと及び改めて案件登録を行う旨を電話等の確実な方法で連絡する。

（指名競争入札における案件登録の修正等）

第8条 指名競争入札における案件登録後、その内容について重大な錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要があるときには、案件登録の修正等を次のとおり行うものとする。

（1）指名通知前

錯誤案件の削除を行った上で、改めて案件登録を行う。

（2）指名通知後、入札書受付開始前及び入札書受付開始後で入札書送信者がいないとき

錯誤案件の中止を行った上で、指名通知者に、当該入札を行わないこととしたことと改めて案件登録を行う旨を電話等の確実な方法で連絡する。

（3）指名通知後、入札書受付締切前で入札書送信者がいるとき

錯誤案件の中止を行った上で、指名通知者に、当該入札を行わないこととしたこと、送信された入札書は無効とし、開札しないこと及び改めて案件登録を行う旨を電話等の確実な方法で連絡する。

(4) 入札書受付締切後

錯誤案件の中止を行った上で、指名通知者に、当該入札を行わないこととしたこと、送信された入札書は無効とし、開札しないこと及び改めて案件登録を行う旨を電話等の確実な方法で連絡する。

(開札日時等の変更及びやむを得ない理由による入札の中止)

第9条 案件登録後、開札日時を変更する必要がある場合には、入札参加者に対して、開札日時を変更することを電話等の確実な方法で連絡し、速やかに変更後の開札日時を日時変更通知書により通知する。

2 談合情報の通報等により、開札日時等の変更を行う必要がある場合には、次のとおり変更を行い、事情聴取等の必要な措置を行う。なお、開札後で落札決定前の段階の場合には、落札者の決定を保留する。

(1) 入札書受付開始前

入札書受付開始日時、入札書受付締切日時及び開札日時を変更する。

(2) 入札書受付開始後、開札日時前

開札日時を変更する。

3 入札公告又は指名通知を行った後、案件登録内容の錯誤以外のやむを得ない理由により入札を中止する必要がある場合には、入札参加者に対して、入札を行わないこととしたことを電話等の確実な方法で連絡し、入札執行者は速やかに電子入札システム上で署名を行い、入札中止書を発行する。

(紙入札への変更)

第10条 入札担当者の使用に係る電子計算機の障害、天災、広域的停電等のために電子入札システムを使用できない場合には、入札執行者は、原則として、入札方法を電子入札から紙入札に変更し、変更時に完了していた電子入札手続の取扱いについては、その有効性を判断して、適切な対応をとる。

2 入札方法を電子入札から紙入札に変更した場合には、下記の点を、関係する全ての入札参加者（入札書を既に受信している者も含む。）及び入札参加資格確認通知者に電話等の確実な方法で連絡するとともに、直ちに入札方法変更通知書（別紙様式1）により通知するものとする。

(1) 入札方法を紙入札に変更したこと。

(2) 案件を削除したこと。

(3) 送信された入札書は無効とし、開札を行わないこと。

(4) 改めて紙媒体の入札書等を提出しなければならないこと。

(5) 紙入札に係る入札方法及び入札に関する必要な事項の変更

3 第15条の規定により紙媒体の入札書等の提出の承認を得た者が、入札参加確認申請書、入札参加資格確認資料、総合評価方式による場合の技術資料申請書及び技術資料（以下「技術資料等」という。）、内訳書又は入札書を提出している場合には、これらの書類のうち有効なもの以外は（内訳書及び入札書については、未開封のまま）返却するものとする。

(電子入札システムによる資料の送信)

第11条 電子入札案件において、入札参加資格確認資料、技術資料等、内訳書等(以下「提出資料」という。)の提出が必要な場合は、入札参加者は、電子入札システムによりそれぞれに係る電子ファイルを送信することにより、入札担当者に提出するものとする。

2 入札参加者が電子入札システムにより送信する提出資料の作成に使用する電子ファイルの種類及び作成した提出資料を保存する電子ファイルの形式は、Microsoft Word ファイル、Excel 若しくは PDF ファイルのいずれかとする。ただし、当該電子ファイルの保存時に損なわれる機能は使用しないものとする。

3 提出資料に係る電子ファイルを圧縮する場合には、ZIP形式によるものとし、自己解凍方式は認めない。

4 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明した場合には、次のとおり対応する。

(1) 直ちに電子ファイルの閲覧を中止し、当該電子ファイルを送信した者と再提出の方法を協議する。

(2) 電子ファイルによる再提出は、入札参加者において完全なウイルス駆除が行えると判断される場合に限り許可するものとし、郵送(民間事業者によるものを含む。)又は持参(以下「郵送等」という。)による再提出が行われた場合には、入札担当者は郵送等された資料の受領確認後、電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

(郵送等による資料の提出)

第12条 提出資料のうち次に掲げるものは、入札参加者に対して郵送等で提出することを求める。

(1) 提出資料に係る電子ファイルの容量が3メガバイトを超えるもの

(2) 提出資料に係る電子ファイルにウイルス感染があることが判明し、完全にウイルスを駆除することができないもの

(3) 特定共同企業体協定書

(4) 共同企業体の各構成員からの代表構成員に対する委任状

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札担当者が郵送等によることが必要であると認めたもの

2 入札参加資格確認資料が前項に掲げるものを含む場合には、入札担当者は、資料提出者に対して、入札参加資格確認資料を構成するすべての資料を一括して郵送等により提出するよう求める。

3 郵送等による提出資料の提出方法については、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格確認資料については、申請画面の「添付資料」欄に、内訳書(又はこれに代わる指定されたもの)については「入札書」画面の「内訳書」欄に、それぞれ、次の内容を記録した電子ファイル(別紙参考1)を添付して送信させるものとする。なお、提出締切日時までにその電子ファイルが入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されていない場合には、郵送等を求めた入札参加資格確認資料の提出がなかったものとする。

a 郵送等を行う旨の表示

b 郵送等とする提出資料の目録

- c 郵送等とする提出資料の枚数
 - d 発送（予定）年月日（又は持参（予定）年月日）
- (2) 郵送等により提出することとした提出資料は、それぞれ、次に定める提出締切日時までに必着とし、郵送（民間事業者によるものを含む。）による場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用させる。

- a 入札参加資格確認資料及び技術資料等
入札参加資格確認申請書又は技術資料等の受付締切日時
- b 内訳書
入札書受付締切日時

(3) 郵送等による提出資料等は、それぞれ、次に定めるところにより提出させる。

- a 入札参加資格確認資料
案件名、開札日時、入札参加希望者名、担当者名及び連絡先（電話・ファックス番号）を記載して、「入札参加資格確認資料在中」と朱書し、入札公告に記載の入札事務の担当課名を明示した封筒に封入する。
- b 技術資料等
aの封筒に、「技術資料等在中」と朱書で追記し、入札参加資格確認資料とともに封入する。
- c 内訳書
案件名、開札日時、入札参加者名、担当者名及び連絡先（電話・ファックス番号）を記載して「内訳書在中」と朱書した内封筒に封入したものを、更に外封筒に封入し、外封筒には、案件名、工事番号、開札日時、入札参加者名、担当者名、連絡先（電話・ファックス番号）及び入札公告に記載の入札事務の担当課名を明示する。
(内訳書を持参する場合には、外封筒に封入する必要はない。)

4 郵送等により、入札参加資格確認資料を受領したときは、入札担当者は、速やかにその内容の確認を行い、補正等の必要がないときは、受付票を発行する。

(入札参加申込みに伴う手続)

第13条 一般競争入札（事後審査型方式を除く）に参加を希望する者は、電子入札システムにより、入札担当者に入札参加資格確認申請書を送信し、入札への参加を申し込むものとする。

2 前項の場合において、特定共同企業体として入札に参加を希望する場合には、代表構成員は、入札参加資格確認申請書の送信に当たり、電子入札システム上で、共同企業体であることの確認及び特定共同企業体名の記入を行わなければならない。

3 一般競争入札において、入札参加資格確認申請書の送信があった場合には、入札担当者は、次項に定める受付票を発行する前に、入札参加申込者の業者詳細情報を基に送信に当たって使用したICカードの名義が入札参加申込者の代表者の名義で取得されたものであることを確認しなければならない。

4 入札担当者は、送信された入札参加資格確認申請書の内容や入札参加申込者の業者詳細情報を確認し、補正等の必要がないときは、受付票を発行する。

(入札に関し必要な事項)

第14条 入札に関し必要な事項は、次項及び第3項に規定するものを除き、原則として、紙入札の場合と同様とする。

2 入札に関する条件は、次のとおりとする。

- (1) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに入札者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- (2) 入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが明確であること。
- (3) 入札に使用したICカードは、代表者が取得したものであり、かつ、一般競争入札においては、入札参加資格確認申請時に使用したICカードと同一の代表者のものであること。
(ただし、第5条に定める手続きを行い、入札担当者より、旧ICカード使用の承認を得た場合は除く)。
- (4) 入札金額に対応した内訳書に係るファイルを入札書の「内訳書」欄に添付して送信し、その情報が入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。
- (5) 電子入札に用いる日時については、電子入札システムにより示される日時を基準とすること。

3 入札に際しての注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要な電子ファイルを添付して送信すること。
- (2) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕をもって送信作業を行うとともに、入札書の送信後に、必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。
- (3) 開札手続を進めるに当たっては、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認すること。
- (4) 入札に使用することを予定している代表者が取得したICカード又は一般競争入札において入札参加資格確認申請に使用した代表者のICカードが失効、閉塞又は破損した場合には、入札に参加できないため、予備の同一名義人のICカードを準備するよう努めること。
- (5) 入札書を送信し、入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書の情報が記録された後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- (6) 入札書の送信後又は、提出後に入札に参加する者に必要な資格を喪失した者の入札、郵送等により内訳書の提出を求めたにもかかわらず提出しなかった者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(紙媒体の入札書等の提出の承認)

第15条 紙媒体の入札書等の提出により入札しようとする者は、あらかじめ入札担当者の承認を得なければならない。この場合において、承認を得ようとする者は、入札書受付締切日時の1時間前までに、電子入札システムによらない理由を明記した紙入札承認願(別紙様式2)を入札担当者に提出しなければならない。

2 入札担当者は、紙媒体の入札書等の提出の承認を得ようとする者が、特定共同企業体である場合には、紙入札承認願に併せて特定共同企業体協定書及び委任状を提出させる（既に特定共同企業体協定書、委任状のいずれかが提出されている場合には、提出されているものについて、再度提出させる必要はない。）。

3 入札担当者は、紙媒体の入札書等の提出により入札しようとする者から紙入札承認願が提出され、次に各号に掲げるやむを得ない場合に該当し、かつ、入札手続に支障がないと認められる場合には、次項に規定する条件を付して承認する。

(1) 天災、広域的停電、プロバイダ又は通信事業者に起因する事故等が生じたために、締切日時までに入札参加資格確認申請書又は入札書を送信できないと認められる場合

(2) 新たに、資格者名簿に登録された者（業種の追加を除く。）が、資格者名簿に登録された日から30日以内に、民間認証局にICカードの取得手続きを行っていることを確認でき、締切日時までに入札参加資格確認申請書又は入札書を送信できないと認められる場合

(3) 入札執行者が特にやむを得ないと認める場合

4 入札担当者は、前項の承認をする場合には、原則として、入札に関する必要な事項を紙入札におけるものと同様とするが、合わせて紙入札承認通知書（別紙様式3）により次に掲げる条件を付すものとする。ただし、紙入札承認願が提出されるまでに電子入札システムにより受信した入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料に係る電子ファイルがある場合には、第1号の規定にかかわらず、これらは有効なものとする。

(1) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を、入札担当者が指定した日時に指定した場所へ持参すること。ただし、入札執行者が特に認める場合には、配達記録の残る書留郵便等によることができる。

(2) 入札書及び内訳書を、それぞれを別の封筒に封入して、入札担当者が指定した日時に指定した場所へ持参すること。ただし、入札執行者が特に認める場合には、配達記録の残る書留郵便等によることができる。

(3) 入札担当者は、入札書及び内訳書を受領したときは受領書（別紙様式4）を発行し、受領書発行の時をもって、入札書及び内訳書の情報が入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたものとする。ただし、前号ただし書の規定により書留郵便等によったものについては、入札担当者が受領した時をもって入札担当者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されたものとみなし、受領書を発行しないものであること。

(4) 入札執行者が入札者に代わって、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力すること。

(5) 紙媒体の入札書等の提出により入札する者は、くじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子入札システムに内蔵された自動くじ引き（以下「電子くじ」という。）用の3桁の任意の数値を入札書に記入するものとし、入札書の記載例については（別紙参考3）のとおりとする。

電子くじの実施がある場合には入札執行者が入札者に代わって入札者から提出された入札書に記載された当該数値を電子入札システムに入力すること。なお、電子くじ用の数値の記載がない場合は、入札執行者は入札書記載の金額の上3桁の数字を電子くじ用の数値として電子入札システムに入力すること。

- 5 承認を得た者は、以後の手続を全て紙媒体で行わなければならない。
- 6 紙媒体の入札書等の提出後は、入札書等の書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- 7 承認を得た者が持参した入札書等は、厳重に保管するものとし、開札日時まで、それぞれが封入された封筒を開封してはならない。

(入札書等を郵送等する際の封筒への封入)

第16条 入札書等を郵送する場合には、入札書等は、二重の封筒により提出することとし、封筒の記載例、封入の例については、別紙参考2のとおりとする。なお、入札参加資格確認資料及び技術資料等を封入した封筒の記載も同様とする。ただし、入札参加資格確認資料及び技術資料等については、郵送の場合であっても、二重の封入は必要としない。

(入札の辞退)

- 第17条 入札参加者は、入札書受付締切日時前は、いつでも、辞退届を送信して辞退することができる。ただし、入札書を送信した後は辞退できない。
- 2 入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとみなす。

(入札書受付締切り)

第18条 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書の提出又は送信を受け付けない。

(内訳書の内容の確認)

第19条 内訳書の内容の確認は、開札時又は開札後に行う。ただし、開札前に内訳書の内容確認が必要な場合はこの限りではない。

(開札状況に関する情報提供)

第20条 開札手続に時間を要する場合には、電子入札システムに進捗状況を登録することにより、入札者に情報提供を行う。

(開札の実行)

- 第21条 紙媒体の入札書等の提出の承認を得た者がある場合には、入札執行者は、その者を立ち合わせて、事前に提出された入札書の入った封筒を開封し、入札書の内容を確認する。
- 2 開札日時に至ったときは、入札執行者は、遅滞なく、開札の手続を開始し、紙媒体の入札書等の提出の承認を得た者がある場合には、その者の入札金額を電子入札システムに入力する。
 - 3 入札執行者は、一括開札を行った後、電子入札システムにより、落札候補者が入札に使用したICカードの有効期限を確認するとともに、入札に使用したICカードが代表者の名義で取得したものであることを確認する。
 - 4 入札が、事後審査型方式又は総合評価方式による場合は、開札後、落札者の決定の保留を行うこととし、この場合の手続は、第25条第2項から第4項までの規定を準用する。

- 5 開札の立会については、令第167条の8第2項及び第167条の13に基づき、入札参加者及び当該入札事務に関係のない職員の立会を求めないこととする。

(落札者の決定)

第22条 落札者を決定することができる場合には、入札執行者及び市の入札担当者は、落札を確認した上で、入札執行者が電子入札システム上で署名を行う。

- 2 入札執行者は、署名の後、落札決定通知書を入札者に送信する。
- 3 入札が総合評価方式による場合は、総合評価結果及び落札者決定について学識経験者の意見を聴取（意見を聴取する必要がある場合に限る。）した後に、技術評価点を電子入札システムに入力し、落札者の決定を行う。

(電子くじ引きによる落札者の決定)

第23条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合又は総合評価方式による入札において評価値が同点となった場合には、電子くじ引きを実施して落札者を決定する。

- 2 電子くじ引きを実施して落札者を決定した場合には、前条の規定による手続を行う。

(入札の執行の中止)

第24条 入札の執行回数は、2回までとし、一般競争入札においては、入札参加者がいない場合及び指名競争入札においては、入札参加者が2者未満となった場合には、入札の執行を中止する（ただし、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）に係る指名競争入札において5者以上を指名した場合には、当該入札参加者が2者未満であっても成立することとする。）。

- 2 前項の場合において、入札執行者及び入札担当者は、入札の執行の中止を確認した上で、入札執行者が電子入札システム上で署名を行う。
- 3 入札執行者は、前項の署名の後、取止め通知書を入札者に送信する。

(落札決定の保留等)

第25条 調査基準価格を設けた場合において低入札価格調査を実施する必要があるときには、落札決定を保留する。

- 2 入札執行者及び入札担当者は、落札決定の保留を確認した上で、入札執行者が電子入札システム上で署名を行う。
- 3 入札執行者は、前項の署名の後、保留通知書を入札者に送信する。
- 4 低入札価格調査を実施して落札者が決定した場合には、第21条第1項及び第2項の規定によることとし、開札結果は、設計図書、契約書等又は仕様書等と一括して保管するものとする。

(再度の入札)

第26条 第1回目の入札において落札者がなく、かつ、第23条第1項の規定に該当しないときは、再度の入札を行うこととし、再度入札通知書を入札者に送信する。

- 2 再度の入札を行う場合においては、第18条から第23条までの規定を準用し、遅滞なく、開札の手続を行う。
- 3 再度の入札を行う場合において、入札参加者のうちに、開札日時に有効期限の経過したICカ

ードを使用して入札書の送信を行った者があった場合には、この者は再度の入札には参加させないものとする。ただし、必要により開札日時を変更した場合で、変更前の開札日時においてはICカードが有効であった場合には、この限りでない。

- 4 前項ただし書きの場合において、再度の入札を紙入札で行おうとする者がある場合には、第12条の規定を準用する。この場合において、第15条中「入札書受付締切日時」とあるのは、「変更後の第1回目の開札日時」と読み替える。

(開札結果の公表)

第27条 開札結果の公表については、入札情報サービスシステムによるものとする。

(その他)

第28条 この基準に定めるほか、福井市上下水道局が実施する電子入札及びこれに関する一連の手の運用に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、福井市ホームページ「入札の広場」に掲載するものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。